

平成30年度  
(2018年度)

国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）

健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）

## 学生募集要項

一	般	選	抜
社	会	人	選
外	国	人	留
学	生	選	抜

山口県立大学大学院

# 目 次

1	山口県立大学大学院の概要	1
2	3つのポリシーについて	1
3	国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）について	1
4	健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）について	6
5	募集人員	10
6	出願資格・要件	10
	(1) 一般選抜	10
	(2) 社会人選抜	11
	(3) 外国人留学生選抜	12
7	出願手続	13
	(1) 出願書類及び入学試験料	13
	(2) 出願方法	14
	(3) 障害等のある入学志願者との事前相談	15
	(4) 受験に当たっての注意事項	15
8	選抜の方法	16
	(1) 国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）	16
	(2) 健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）	17
9	学力試験	18
	(1) 学力試験日及び試験場	18
	(2) 学力試験時間割及び内容	18
10	合格発表	18
11	入学手続・入学料及び授業料	18
12	追加募集	19
13	事前出願資格審査	20
14	社会人の受入れについて	20
15	長期履修制度	21
16	その他	22
17	国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）の教育研究分野	24
18	健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）の教育研究分野	25

# 1 山口県立大学大学院の概要

山口県立大学大学院は、国際文化並びに健康福祉にかかわる理論的及び応用的な教育研究を通して、高度な専門的能力を備えた人材の育成を目指しています。

研究科	専攻（課程）
国際文化学研究科	国際文化学専攻（修士課程）
健康福祉学研究科	健康福祉学専攻（博士前期課程） 健康福祉学専攻（博士後期課程）

## 2 3つのポリシーについて

○入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）

大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」※についてどのような成果を求めるか）を示すものです。

※ (1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力等の能力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度です。

○教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針です。

○卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるものです。

## 3 国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）について

国際文化学研究科は、教育研究を通して、グローバルな感覚を磨き、社会の国際化に対応できる、高度の異文化交流能力とともに、地域の歴史・文化の深い理解に基づき、地域文化を新たに発掘・創造できる能力を備えた人材の育成を目的としています。

### 1. 国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）の3つのポリシー

(1) 入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）

国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）は、人間を尊重し、社会の国際化に対応

できる能力とともに、生活者の視点に立って、地域の歴史・文化を継承したり、新たに発掘・創造できる能力を備えた人材の育成を目標としています。

したがって、本研究科（修士課程）では、次のような人を求めています。

- ① 文化の多様性や共存への理解と、文化の交流・創造を図ろうとする意欲および能力を有する人
- ② グローバルな感覚と異文化への深い関心を有する人
- ③ ローカルな歴史・文化を尊重し、そこから学ぼうとする精神を有する人
- ④ 自らと異なるものを排除しない精神を有する人
- ⑤ 自らの人生を見つめ、学び直したい、あるいは学び続けたいという意欲を有する人

## (2) 教育課程の編成・実施の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）

○異なる価値観の共存につながる寛容さを身につけ、常に違いを超えて交流し理解しあおうとする態度、および、膨大な情報の波に飲まれず、自らの必要とする文献・資料を適確に収集して創造的に発信していく技術を身につけさせるため、共通科目を置く。

○共通科目をもとに、異なる価値観の共存につながる寛容さを身につけ、常に違いを超えて交流し理解しあおうとする態度、および、膨大な情報の波に飲まれず、自らの必要とする文献・資料を適確に収集して創造的に発信していく技術を身につけさせるため、基礎科目群を置く。

○共通科目、基礎科目群をもとに、文化の多様性を踏まえて、自らの生きる場での課題を発見・解決できる基本となるものの見方、および、異なる価値観の共存につながる寛容さを身につけ、常に違いを超えて交流し理解しあおうとする態度を身につけさせるため、専門科目群を置く。

○共通科目、基礎科目群、専門科目群をもとに、文化の多様性を踏まえて、自らの生きる場での課題を発見・解決できる基本となるものの見方、および、膨大な情報の波に飲まれず、自らの必要とする文献・資料を適確に収集して創造的に発信していく技術、くわえて、異なる価値観の共存につながる寛容さを身につけ、常に違いを超えて交流し理解しあおうとする態度を身につけさせるため、特別研究を置く。

## (3) 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）

### ① 知識

文化の多様性を踏まえて、自らの生きる場での課題を発見・解決できる基本となるものの見方を身につけている。

社会人、留学生など、様々なバックグラウンドを持つ学生が切磋琢磨しながら学んでいる本研究科においては、学生には、世界の研究拠点と伍すトップレベルの知識を涵養するよりも、みずから

の文化をしっかりと身につけた生活者として、グローバル化する世界のなかで一隅を照らしうる人物の養成を目指します。学び直し（リカレント）を含め、創造的な自己実現を可能にする生き様や高齢化社会での行く末を見据えた「その人らしさを活かす知識と識見」を身につけます。

## ② 態度

異なる価値観の共存につながる寛容さを身につけ、常に違いを超えて交流し理解しあおうとする態度を身につけている。

文化が異なることを頭で「理解」することと、隣人として共に生きることを「受容」することはまったく異なります。このことを踏まえ、まずは自文化と異文化を正當に理解したうえで、グローバル時代に必要とされる「ゆるがぬ寛容」への覚悟を自らに問うことを通して、その違いを互いにどこまでは受容しあえるかを見定め、それを伝える態度を身につけます。本研究科での学びを契機として修了後も生涯の課題として実践し学び続ける姿勢を身につけます。

## ③ 技術

膨大な情報の波に飲まれず、自らの必要とする文献・資料を適確に収集して創造的に発信していく技術を身につけている。

情報化が進む中で、テレビや新聞等の流すニュースの一方的な受け手となるしかない情報弱者と、みずからも情報発信しながら必要な情報を的確につかんで、総合的に判断することができる自立した市民の差が非常に大きくなっています。この現状の中で、専門的な情報をも適確に取捨選択して収集し、読み解くことができる力、さらにはその解読した結果をかみ砕いて再創造し発信することで、情報弱者をも支援していける技術を身につけます。

## 2. 国際文化学専攻（修士課程）の授業科目の一覧

授 業 科 目		単 位 数		履 修 方 法
		必 修	選 択	
共通科目	生命と生活の質特論	2		1 必修14単位を含 め30単位以上を修 得すること。
	小計(1科目)	2		
基礎科目	国際文化学研究法	2		
	文化コーディネート論	2		
	総合実習		2	
	小計(3科目)	4	2	
専 門 科 目	比較政治特論		2	
	国際関係特論		2	
	文化人類学特論		2	
	多文化教育論		2	
	国際文化特講Ⅰ		2	
	国際文化特講Ⅱ		2	
	国際文化特講Ⅲ		2	
	言語文化特講Ⅰ		2	
	言語文化特講Ⅱ		2	
	言語文化特講Ⅲ		2	
	仏教文化特論		2	
	日本文化特講Ⅰ		2	
	日本文化特講Ⅱ		2	
	日本文化特講Ⅲ		2	
	地域学特論		2	
	NGO・NPO 特論		2	
	文化遺産論		2	
	文化創造特講Ⅰ		2	
	文化創造特講Ⅱ		2	
	文化創造特講Ⅲ		2	
	小計(20科目)		40	
特別研究	国際文化学研究	8		
	小計(1科目)	8		
計(25科目)		14	42	

## 3. 授業科目（講義等）の内容

平成29年度授業科目の内容については、山口県立大学のWebページ  
(<http://www.ypu.jp/>)に掲載していますので、そちらを参考にしてください。

## 4. 履修方法、研究指導、修了要件及び学位授与

(1) 修業年限は2年とします。

(2) ① 次の4種類の科目群から合計30単位以上修得した上で、修士論文・修士制作を提出します。

・大学院共通科目	「生命と生活の質特論（QOL）」	必修	2単位
・基礎科目	「国際文化学研究法」	必修	2単位
	「文化コーディネート論」	必修	2単位
	「総合実習」	選択	} 16単位以上
・専門科目		選択	
・特別研究	「国際文化学研究」	必修	8単位

合計30単位以上

② 基礎科目群の選択科目及び専門科目の履修等には、指導教員・担当教員の指導・助言により授業科目を選択することとします。

## 5. 研究指導と学位授与までのスケジュール

(1) 研究指導の中心は「特別研究」（1年前期～2年後期、8単位）です。指導教員・担当教員は、予め定めた時間（原則週1回）に学生の研究内容や研究経過等に関する報告を踏まえて、研究指導を行います。また、研究指導には指導教員・担当教員だけでなく、学生の修士論文・修士制作の評価者として関わる2名の副査も、必要に応じて学生の研究指導に当たります。

(2) 修士論文・修士制作の指導教員・担当教員は、学生の希望等を踏まえて入学後2週間以内に決定します。

修士論文・修士制作の題目は入学年度の4月下旬までに、指導教員・担当教員の指導を受けて課題を定め、研究科長へ提出します。

(3) 修士論文・修士制作は、指導教員・担当教員の承認を得て研究科長へ提出します。

修士論文・修士制作を提出できる学生は、2年以上在学し、所定の30単位以上を修得した者（最終試験までに修得し得る見込みの者を含む。）です。ただし、修士論文・修士制作を提出し得る期限は、入学後4年以内（休学期間を除く。）とします。

(4) 修士論文・修士制作の提出後、それぞれの論文・制作について、主査（指導教員）と副査2名から構成される審査委員会が審査及び最終試験（口頭試問）を行います。

(5) 修士課程の修了判定は、研究科教授会が行います。

## 6. 修了要件と学位授与

修了要件は、2年以上在学し、所定の授業科目を合計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文・修士制作の審査及び最終試験に合格することとします。

本研究科の課程を修了した者には、修士（国際文化学）の学位が授与されます。



## 4 健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）について

健康福祉学研究科は地域社会で生活する人々が、生涯を通じて社会・身体的・精神的に健康な生活を維持するための健康福祉に関する地域の諸課題に対応できる高度な専門知識・技術と実践応力を備えた人材の育成を目的としています。

### 1. 健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）の3つのポリシー

#### (1) 入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）

健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）は、健康福祉学の教育研究に必要な基礎的・共通的な知識を修得するとともに、健康と福祉のケアや理論に関わる識見や視野の深化を図り、社会福祉領域、看護領域、栄養領域の連携を通じて「生命と生活の質」の確保と向上を図ることのできる高度の専門能力、実践能力、地域包括的な支援能力を有する人材の育成を目指します。

したがって、本研究科（博士前期課程）では、次のような人を求めています。

- ① 健康福祉に関する領域（社会福祉・看護・栄養）において、基礎的な知識と実践力を身につけている人
- ② 健康福祉に関する諸課題を研究的な視点を持って、解決しようとする人
- ③ 高度専門職業人として地域に貢献する意欲と熱意をもっている人

#### (2) 教育課程の編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）

##### ○共通科目

人間の生命と生活（QOL）及び人間を取り巻く環境について、総合的に理解する科目であり、本学の教育理念である「人間性の尊重」、「生活者の視点の重視」、「地域社会との共生」、「国際化への対応」に基づく大学院の共通科目である。

##### ○基盤科目

健康福祉学とは何かを追究し、そのための方法論を修得する科目である。講義と演習は一体的・一貫的に授業が展開されるので、健康福祉の諸知識・理論をもとに、健康福祉に関する諸課題の解決のための具体的なアプローチの方法を実践的に修得する。

##### ○基礎科目

身体・心理・社会を総合的に理解する基礎分野の知見及び社会福祉・看護・栄養領域からのアプローチの基礎的な知見を修得し、健康福祉の諸課題の解決方法を論理的に導く思考力を修得する科目である。

##### ○応用科目

共通科目、基盤科目、基礎科目をもとに、地域社会における健康福祉の諸課題を解決するための実践・臨床の理論と方法及び特定の問題を解決するための理論と方法を修得する科目である。大きく三つの科目群から構成される。

##### ① 地域課題を理解する科目群

地域社会における健康福祉の諸問題を理解し、その解決の方法について、社会福祉学、看護学、栄養学からのアプローチにより修得する科目である。



② 実践・臨床の理論に関する科目群

地域社会における健康福祉の諸課題を具体的にかつ応用的に解決するための方法としての実践・臨床の理論を修得する科目です。さらに、社会福祉学、看護学、栄養学、心理学からのアプローチを基本に、それらを統合し、問題解決のための実践力と指導力を修得する科目である。

③ 課題解決の理論に関する科目群

多岐にわたる健康福祉の特定の課題を具体的に解決していく理論と実践的展開方法を修得する科目である。

○特別研究

共通科目、基盤科目、基礎科目、応用科目を統合的に修得し、特定の課題を設定して、修士論文を作成していく科目である。

(3) 卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

① 知識の総合的理解

人間の生命と生活及び人間を取り巻く環境について、総合的に理解する能力を身につけている。

社会福祉、看護、栄養等の健康福祉に関する基礎的・応用的な知識を相互に関連付け、人間の生命と生活の質のありようを問い、人間を取り巻く環境を把握し、人間と環境の関係性を総合的に理解する能力を身につけます。

② 論理的思考力

健康福祉に関する諸課題を解決するための論理的思考力を身につけている。

健康福祉に関する地域の諸問題を科学的にかつ国際比較の視点から分析し、解決すべき課題を見出す能力を身につけます。また、課題解決のための方法を論理的に導く思考力を身につけます。

③ 高度な連携力と指導力

健康福祉に関する諸課題を解決するための多職種との連携力、及び実践現場の模範となる指導力を身につけている。

人権を尊重する倫理感に基づき、多職種と連携して健康福祉に関する諸課題を解決するために、リーダーやコーディネーターとしてチームアプローチを展開できる実践力を身につけます。さらに、専門職の模範となり、自ら培ってきた実践力を後進に伝え、教育・育成するスーパーバイザーやプリセプターとしての指導力を身につけます。

④ 創造的な実践力と研究力

健康福祉に関する諸課題を解決するための創造的な実践力と研究力を身につけている。

健康福祉に関する知識の総合的理解を基に、健康福祉に関する諸問題を科学的な研究手法に基づいて分析・考察し、また科学的根拠に基づいて課題解決を図り、そしてその成果を情報発信して社会に還元する創造的な実践力と研究力を身につけます。

2. 健康福祉学専攻（博士前期課程）の授業科目の一覧

授 業 科 目		単 位 数		履 修 方 法
		必 修	選 択	
共通科目	生命と生活の質特論	2		1 必修16単位を含め30単位以上を修得すること。
	小計（1科目）	2		
基盤科目	健康福祉学特論	2		2 このうち、基礎科目から6単位以上、応用科目から8単位以上を修得すること。
	健康福祉学特論演習	2		
	健康福祉学研究法特論	2		
	小計（3科目）	6		
基礎科目	身体運動科学特論		2	3 中学校教諭専修免許状(家庭)又は高等学校教諭専修免許状(家庭)を受ける資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
	発達心理学特論		2	
	社会学特論		2	
	看護科学特論		2	
	健康栄養学特論		2	
	社会福祉学特論		2	
	社会保障学特論		2	
	国際健康福祉学特論		2	
	小計（8科目）		16	
応用科目	地域課題を理解する科目群	地域看護学特論		2
		地域栄養学特論		2
		地域福祉学特論		2
	実践・臨床の理論に関する科目群	臨床看護学特論		2
		臨床栄養学特論		2
		臨床福祉学特論		2
		臨床心理学特論		2
		健康福祉倫理学特論		2
		健康福祉学特論応用演習		2
	課題解決の理論に関する科目群	生と死のケア特論		2
		精神保健福祉学特論		2
		食生活科学特論		2
		病態栄養学特論		2
		老年社会学特論		2
		権利擁護特論		2
小計（15科目）		30		
特別研究	健康福祉学研究	8		
	小計（1科目）	8		
計（28科目）		16	46	

### 3. 授業科目（講義等）の内容

平成29年度授業科目の内容については、山口県立大学のWebページ(<http://www.ypu.jp/>)に掲載していますので、そちらを参考にしてください。

### 4. 履修方法、修了要件及び学位授与

(1) 修業年限は2年とします。

(2) 授業科目の履修方法

大学院共通科目の「生命と生活の質特論」2単位、基盤科目の「健康福祉学特論」2単位、「健康福祉学特論演習」2単位、「健康福祉学研究法特論」2単位及び特別研究の「健康福祉学研究」8単位の計16単位は必修とします。基礎科目（必修以外）及び応用科目の履修については、修士論文の指導教員・担当教員の指導・助言により授業科目を選択し、基礎科目から6単位以上、応用科目から8単位以上修得することとなります。

(3) 修了要件と学位授与までのスケジュール

① 修了要件と学位授与

修了要件は、2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとします。本研究科博士前期課程を修了した者には、修士（健康福祉学）の学位が授与されます。

② 修士論文（特別研究）

修士論文の指導教員・担当教員は、学生の希望等を踏まえて入学後2週間以内に決定し、指導に当たっては、主たる指導教員（主査）1名と関連領域及び他の領域の教員（副査）2名からなる教員団で集団指導を行います。

修士論文の題目は、指導教員・担当教員の指導を受けて課題を定め、入学年度の4月下旬までに、研究科長へ提出します。

修士論文は、指導教員・担当教員の承認を得て研究科長へ提出します。

修士論文を提出できる学生は、2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得した者（最終試験までに修得し得る見込みの者を含む。）でなければなりません。ただし、修士論文を提出し得る期限は、入学後4年以内（休学期間を除く。）とします。

③ 最終試験及び修了判定

最終試験は、修士論文を中心として口述試問によって行われます。

博士前期課程の修了判定は、健康福祉学研究科教授会が行います。

### 5. 教育職員免許状の取得について

健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）においては、中学校教諭一種免許状（家庭）又は高等学校教諭一種免許状（家庭）を取得している者で、本専攻の博士前期課程を修め、修士の学位を有し、教科に関する科目について所定の単位を修得すると、中学校教諭専修免許状（家庭）又は高等学校教諭専修免許状（家庭）を取得することができます。

#### ▼健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）で取得できる教育職員免許状の種類

免許状の種類	免許教科
中学校教諭専修免許状	家庭
高等学校教諭専修免許状	家庭

## 5 募集人員

平成30年度山口県立大学大学院国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）及び健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）の入学生を次により募集します。

研究科	専攻（課程）	募集人員
国際文化学	国際文化学（修士課程）	10名
健康福祉学	健康福祉学（博士前期課程）	10名

（注）募集人員には、一般選抜、社会人選抜、外国人留学生選抜のほか、学内推薦選抜及び学術交流協定校推薦選抜による募集人員を含みます。

## 6 出願資格・要件

### (1) 一般選抜

入学時において他の大学または大学院に在籍していない者で、次のいずれかに該当する者としてします。

- ① 大学を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者及び平成30年3月31日までに学士の学位を授与される見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月修了見込みの者
- ⑤ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者及び平成30年3月修了見込みの者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校により、次の要件を満たす学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30年3月31日までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者
  - 1) 教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与したものであること
  - 2) 修業年限が3年以上である課程を修了することにより授与されるものであること
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑨ 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、

本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- ⑩ 本学大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成30年3月31日までに22歳に達するもの

注) 出願資格・要件の⑨又は⑩に該当する者は、事前に出願資格の審査を行う必要がありますので、山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。

なお、出願資格審査申請書の受付期間は、平成29年9月25日(月)から10月4日(水)まで(必着)とします。

## (2) 社会人選抜

入学時において他の大学または大学院に在籍していない者で、次のいずれかに該当し、入学時において2年以上の勤務経験を有する者又は大学卒業後2年以上経過する者とします。

- ① 大学を卒業した者
  - ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - ⑤ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者
  - ⑥ 外国の大学その他の外国の学校により、次の要件を満たす学士の学位に相当する学位を授与された者
    - 1) 教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与したものであること
    - 2) 修業年限が3年以上である課程を修了することにより授与されるものであること
  - ⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - ⑧ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
  - ⑨ 本学大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成30年3月31日までに24歳に達する者
- 注) 出願資格・要件の⑨に該当する者は、事前に出願資格の審査を行う必要がありますので、山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。
- なお、出願資格審査申請書の受付期間は、平成29年9月25日(月)から10月4日(水)まで(必着)とします。



### (3) 外国人留学生選抜

入学時において他の大学または大学院に在籍していない日本の国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験（日本語）」又は独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験（N1）」を受験した者、あるいはそれに準ずる証明書（志願者の出身大学の学長による日本語能力に関する証明書等を含む。）を提出できる者で、次のいずれかに該当するものとします。

なお、英語圏出身者及び優れた英語運用能力を有する者（漢字圏を含む非英語圏出身者）については、一定水準の日本語の聞く・話す能力が求められますが、書く（筆記）能力の質は特に問いません。

- ① 大学を卒業した者及び2018年3月卒業見込みの者
- ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2018年3月修了見込みの者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2018年3月修了見込みの者
- ④ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者及び2018年3月修了見込みの者
- ⑤ 外国の大学その他の外国の学校により、次の要件を満たす学士の学位に相当する学位を授与された者及び2018年3月31日までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者
  - 1) 教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与したものであること
  - 2) 修業年限が3年以上である課程を修了することにより授与されるものであること
- ⑥ 外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ⑦ 本学大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2018年3月31日までに22歳に達する者

注) 出願資格・要件の⑥又は⑦に該当する者は、事前に出願資格の審査を行う必要がありますので、山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。

なお、出願資格・要件審査申請書の受付期間は、2017年9月25日（月）から10月4日（水）まで（必着）とします。

出願資格に関するお問い合わせ先 〒753-0021 山口県山口市桜島六丁目2番1号 山口県立大学教務学生部教務入試グループ 電話 083-929-6506（直通）
---

## 7 出願手続

### (1) 出願書類及び入学試験料

書類等の名称	提出該当者	摘 要
①入学願書・受験票・写真票	全 員	本学所定の用紙(様式1)
②卒業(見込)証明書	6 出願資格・要件(1)の①③④⑤⑦⑧⑨、(2)の①③④⑤⑦⑧及び(3)の①②③④に該当する者	出身大学長(学部長)又は学校長が作成したものの。
③学位授与証明書又は修了見込証明書	6 出願資格・要件(1)の②⑥、(2)の②⑥、(3)の⑤に該当する者	学位取得者は、独立行政法人大学評価・学位授与機構又は外国の大学その他の学校発行の学位授与証明書。 学位取得見込み者は、在籍する教育施設の修了見込証明書及び学位の授与を申請する予定である旨の証明書。
④成績証明書	全 員	出身大学長(学部長)又は学校長が作成したものの。
⑤研究計画書	全 員	本学所定の用紙(様式2)
⑥卒業論文の要旨又は卒業制作及びその解説(注)	一般選抜を受験する者	要旨及び解説は1,200字程度とします。 卒業制作については、写真をもって代えることができます。
⑦入学試験料	全 員	30,000円 募集要項とじ込みの「振込依頼票」を使用して、金融機関から払い込んだ後、C票(「山口県立大学」入学試験料納付証明書)を入学願書の『入学試験料納付証明書貼付欄』に貼付してください。 払込依頼人の欄は、必ず志願者本人の氏名を記載してください。 ※ 納入された入学試験料は、15ページ(2)の②-5)のア～エまでのいずれかの場合を除き、いかなる理由があっても返還できません。
⑧日本留学試験又は日本語能力試験の成績通知書等	外国人留学生選抜を受験する者	通知書等の写しを提出してください。
⑨住民票又はパスポートの写し	外国人の志願者	日本に在住する外国人は、住民票の写し(在留資格が記載されたもの)を、その他の者は、パスポートの写しを提出してください。

(注) 出身大学等において、卒業論文又は卒業制作が課されていない場合は、山口県立大学教務学生部教務入試グループまで連絡してください。

提出する証明書と入学志願票との氏名が不一致の場合は、改氏名を証明するもの(戸籍抄本等)を添付してください。



## (2) 出願方法

志願者は、出願書類等を取りそろえ、本学所定の出願用封筒を用いて、願書受付期間中に提出してください。

### ① 願書受付期間及び提出先

#### 受付期間

平成29年11月6日(月)から11月17日(金)17時まで〔必着〕

- ・ 受付時間は、9時から17時までとします。  
ただし、土曜日、日曜日は受け付けません。
- ・ 郵送の場合は、11月17日(金)までに必着するよう、郵送期間を十分考慮の上、発送してください。  
ただし、出願期間後(11月18日(土)以降)に到着したもので、11月16日(木)以前の発信局消印がある「簡易書留速達」に限り、受け付けます。

#### 提出先

〒753-0021  
山口県山口市桜島六丁目2番1号  
山口県立大学教務学生部教務入試グループ  
電話 083-929-6506 (直通)

### ② その他留意事項

- 1) 受付後の研究科・専攻の変更は、認められません。
- 2) 出願書類は、当大学で受付後、返還・取消及び書類の記載事項の訂正はできません。  
ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合には、山口県立大学教務学生部教務入試グループまで連絡してください。
- 3) 出願書類等がすべて整っている場合に限り入学願書を受理し、受験票を志願者へ送付します。
- 4) 受験票が、学力試験日の1週間前になっても届かない場合又は試験日前に受験票を紛失したときは、山口県立大学教務学生部教務入試グループまで問い合わせてください。
- 5) 入学試験料の返還について
  - ・ 次に該当した場合は、納付済の入学試験料を返還します。
    - ア 入学試験料を納付済であるが、山口県立大学大学院に出願しなかった場合
    - イ 入学試験料を誤って二重に納付した場合
    - ウ 出願書類を提出したが、出願が受理されなかった場合
    - エ 出願受付後に「6 出願資格・要件」の各選抜の項目に該当しない等出願無資格者であることが判明した場合

- ・ 返還請求の方法

前記ア又はイに該当した場合は、下記に連絡の上、82円分の切手を貼付した返信用封筒を郵送してください。「入学試験料返還請求申出書」を送付しますので、必要事項を記入の上、郵送してください。

前記ウ又はエに該当した場合は、出願書類返却の際に「入学試験料返還請求申出書」等を同封しますので、必要事項を記入の上、郵送してください。

連絡先

〒753-0021

山口県山口市桜島六丁目2番1号

山口県立大学教務学生部教務入試グループ

電話 083-929-6506 (直通)

6) 正規雇用により職業を有する者及び現職教員等にあつては、入学手続の際、就学許可書(様式3)を提出してください。

7) 出願にあたっては、指導を希望する教員と入学後の研究内容や計画について事前に相談することを推奨します。なお、教員と連絡を取る際は、上記連絡先までご連絡ください。

(3) 障害等のある入学志願者との事前相談

① 相談の時期

本学大学院に入学を志願する者で、障害があるものは、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので、平成29年10月4日(水)まで(必着)に、山口県立大学教務学生部教務入試グループまで申し出てください。

② 相談の方法

相談に当たっては、次の内容を記載した事前相談書(様式自由)を提出してください。必要な場合は、本学において志願者との面談を行います。

ア 障害の種類・程度(医師の診断書又は障害者手帳の写しを添付すること。)

イ 受験上及び修学上希望する具体的措置

ウ その他参考となる事項

(4) 受験に当たっての注意事項

① 試験当日は、本学の「受験票」を必ず持参してください。

② 試験開始20分前までに指定された試験室又は控室に入室してください。

③ 試験開始後30分以上遅刻した者は、受験できません。

④ 試験会場では、昼食の販売はしませんので、各自で準備してください。

⑤ 試験会場では、すべて係員の指示に従ってください。

## 8 選抜の方法

### (1) 国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）

受験者の種類	受験科目	受験科目の内容
一般選抜 (英語を 選択する者)	総合試験	・ 専門に関する問題2問(各50点)と英語(50点) ・ 解答時間は3時間とし、150点満点で評価します。
	面接試問	・ 研究計画書及び卒業論文の要旨等を考慮し、100点満点で評価します。
一般選抜 (英語を 選択しない者)	総合試験	・ 専門に関する問題3問(各50点) ・ 解答時間は3時間とし、150点満点で評価します。
	面接試問	・ 研究計画書及び卒業論文の要旨等を考慮し、100点満点で評価します。
社会人選抜 (英語を 選択する者)	総合試験	・ 専門に関する問題2問(各50点)と英語(50点) ・ 解答時間は3時間とし、150点満点で評価します。
	面接試問	・ 研究計画書等を考慮し、100点満点で評価します。
社会人選抜 (英語を 選択しない者)	総合試験	・ 専門に関する問題3問(各50点) 解答時間は3時間とし、150点満点で評価します。
	面接試問	・ 研究計画書等を考慮し、100点満点で評価します。
外国人留学生 選抜	総合試験	・ 専門に関する問題2問(各50点)と日本語(50点) なお、専門に関する問題については、英語で解答することも可とします。 ・ 解答時間は3時間とし、150点満点で評価します。
	面接試問	・ 研究計画書(英語での作成も可)等を考慮し、100点満点で評価します。 なお、面接試問は日本語で行います。

#### ◎「専門に関する問題」について

- ・ 専門に関する問題は、全部で6問出題します。
- ・ 「英語を選択する一般選抜受験者」、「英語を選択する社会人選抜受験者」、「外国人留学生選抜受験者」は、6問のうちから2問を選び解答するものとします。
- ・ 「英語を選択しない一般選抜受験者」、「英語を選択しない社会人選抜受験者」は、6問のうちから3問を選び解答するものとします。

(2) 健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）

受験者の種類	受験科目	受験科目の内容
一般選抜	英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学一般教養程度の英文を3題（うち2題を選択し回答します。）を出題し、英語の学力を評価します。</li> <li>・ 解答時間は2時間とし、200点満点で評価します。</li> </ul>
	面接試問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究計画書及び卒業論文の要旨等に基づき行い、200点満点で評価します。</li> </ul>
社会人選抜 (英語を選択する者)	英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英語については一般選抜と同様です。</li> <li>・ 解答時間は2時間とし、200点満点で評価します。</li> </ul>
	研究計画書及びこれに関する面接試問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究計画などの準備状況及びそれに関する基礎知識を問うものとし、200点満点で評価します。</li> </ul>
社会人選抜 (英語を選択しない者)	専門に関わる小論文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小論文は一般共通問題1題及び専門領域（健康、福祉、看護、栄養等に関するテーマから1つを選択）1題を出題し、専門領域に関する知識だけでなく、論理性、説得力、文章表現力を問います。</li> <li>・ 解答時間は2時間とし、200点満点で評価します。</li> </ul>
	研究計画書及びこれに関する面接試問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究計画などの準備状況及びそれに関する基礎知識を問うものとし、200点満点で評価します。</li> </ul>
外国人留学生選抜	小論文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小論文は一般共通問題1題及び専門領域（健康、福祉、看護、栄養等に関するテーマから1つを選択）1題を出題し、専門領域に関する知識だけでなく、論理性、説得力、文章表現力を問います。</li> <li>小論文の課題は日本語ですが、英語で解答することも可とします。</li> <li>・ 解答時間は2時間とし、200点満点で評価します。</li> </ul>
	日本語又は英語の研究計画書及びこれに関する面接試問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語又は英語の研究計画書に基づき行い、日本語能力、日本での生活基盤、本研究科への適性、研究への熱意を問うものとし、200点満点で評価します。</li> </ul>

## 9 学力試験

(1) 学力試験日及び試験場

平成29年12月2日(土)

山口県立大学(28ページの案内図を参照。)

(2) 学力試験時間割及び内容

① 国際文化学研究科国際文化学専攻(修士課程)

試験区分	総合試験(注1)	面接試問
一般選抜	9:00~12:00	13:00~
社会人選抜		
外国人留学生選抜		

(注1) 外国語については、辞書の持込みを禁止します。

② 健康福祉学研究科健康福祉学専攻(博士前期課程)

試験区分	英語(注2)又は小論文	面接試問
一般選抜	10:30~12:30	14:00~
社会人選抜		
外国人留学生選抜		

(注2) 英和辞書(電子辞書は除く。)の持込みを認めます。

## 10 合格発表

平成29年12月8日(金) 10時

本学の正門前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付します。

なお、電話その他による合否の問い合わせには一切応じません。

※情報提供の一環として、合格発表後、合格者の受験番号を山口県立大学の Web ページ(<http://www.ypu.jp/>)にも掲載します。

## 11 入学手続・入学料及び授業料

(1) 入学手続

合格者には、入学手続に必要な書類を送付します。

合格者は、平成29年12月21日(木) 17時までに、持参又は郵送(必着)により入学手続を完了してください。

なお、期限内に入学手続を完了しない者は、本学への入学を辞退したものと取り扱います。

(2) 入学料（入学手続き時に納付）

入学料 282,000円

入学料は、入学手続き時に納付してください。

(3) 授業料（入学後に納付）

授業料535,800円（年額）

授業料は、入学後、年額を前期と後期に分けて納入します。

（前期：267,900円、後期：267,900円）

（注）上記授業料は、平成29年度の額であり、在学中に授業料が改定になった場合は、改定後の額となります。

(4) 山口県内で発生した風水害等の災害における被災者に対する入学料の免除

入学前1年以内において、山口県内で発生した風水害等で被災された方に対し、本学が実施する平成30年度大学院入学試験の合格者の入学料を免除します。

① 対象者

本学の大学院に入学する者が次のいずれかに該当するとき

ア 入学前1年以内において、入学する者又は入学する者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が、山口県内で発生した風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

イ 前号に準ずる場合であって、理事長が相当と認める理由がある場合

② 免除要件及び免除額

（全額免除）

○災害発生時に、入学する者又は学資負担者が災害救助法適用地域に居住していた場合であって、学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流出した場合

○災害発生時に、入学する者又は学資負担者が災害救助法適用地域に居住していた場合であって、学資負担者が死亡又は行方不明となった場合

（全額免除または半額免除）

○理事長が相当と認める理由がある場合

③ 申請の方法

入学料の免除を希望する方は、入学手続き前に山口県立大学教務入試グループにお問い合わせください。申請書類を送付しますので、期日までに提出してください（申請には、り災証明書・死亡又は行方不明を証明する書類等の被災を証明する書類が必要です）。

④ 免除の方法

免除が許可された後に、入学料を徴収しない方法で免除（全額・半額）します。

## 12 追加募集

定員に満たない場合は、追加募集を行うことがありますので、平成30年1月4日（木）以降に山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。

（追加募集を行う場合）

- ・願書受付期間 平成30年2月5日（月）から2月16日（金）まで
- ・学力試験日 平成30年3月3日（土）
- ・合格発表日 平成30年3月9日（金）
- ・学力試験の時間割と内容その他については、本要項に準じます。
- ・追加募集における事前出願資格審査を希望する方は、平成30年1月4日（木）以降



に山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。

なお、出願資格審査申請書の受付期間は、平成30年1月4日（木）から1月12日（金）まで（必着）とします。

## 13 事前出願資格審査

### (1) 事前出願資格審査の内容

入学資格審査申請書が提出された後、書類審査等により行います。必要に応じて面接を行う場合もあります。

### (2) 提出書類

- ① 入学資格審査申請書
- ② 出願理由書（1,000字以内）
- ③ 業績調書
- ④ 最終卒業学校の卒業（見込）証明書及び成績証明書

(注1) ①～③の様式は山口県立大学の Web ページ(<http://www.ypu.jp/>)に掲載しています。

(注2) 提出する証明書と入学志願票の氏名が不一致の場合は、改氏名を証明するもの（戸籍抄本等）を添付してください。

## 14 社会人の受入れについて

国際文化学部研究科及び健康福祉学研究科においては、社会人の受入れを積極的に推進していくために、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を実施します。

### (1) 教育方法の特例措置について

教育方法の特例措置とは、大学院設置基準第14条にある「教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」という措置のことです。これにより、現職教員、公務員、一般企業の社員、団体・施設等の職員の社会人が、昼間に勤務しながら夜間又は土曜日に通学し修了することができます。

この教育方法の特例を適用した授業実施時間は、月曜日から金曜日までの午後6時5分から午後9時15分までの夜間と、土曜日の午前8時40分から午後7時35分までの間です。また、授業科目によっては、夏季・冬季休業期間中に集中講義の形態で開講します。

授業の実施においては、通常時間帯（昼間）に開講する授業科目と、いわゆる夜間時間帯に開講する授業科目とは、原則として開講時間帯を隔年で入れ替えることとしています。したがって、2年間の在学期間中には、集中講義の授業を履修しておけば、夜間時間帯に開講する科目の履修のみで必要な単位の大半が修得できるように配慮されています。ただし、特定の授業科目については、特例の時間帯（夜間・土曜日等）に開講されています。

### (2) 履修指導・研究指導の方法

社会人入学生の履修方法は、原則として、一般の学生と同様です。授業科目の履修については、修士論文・修士制作の指導・担当教員の指導（学生の将来の希望を考慮に入れる）により授業科目を選択します。



## 15 長期履修制度

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、定められた修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者に限り、標準修業年限2年間を超え、3年間あるいは4年間で修学するものです。

入学時からの本制度適用を願い出て許可された場合、授業料は、標準修了年限（2年間）分の授業料を許可された履修年数3年あるいは4年で除した額を毎年納入します（ただし、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算されます。）。

### (1) 出願資格

長期履修を願い出ることができる者は、本研究科の入学志願者で、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 職業を有している者（臨時雇用、非常勤等を除く。）
- ② 育児、介護等に従事している者
- ③ その他やむを得ない事情を有すると認められる者

### (2) 手続

以下の書類を入学願書とともに提出してください。

- ① 長期履修許可願（別記様式第1号）
- ② 理由書（別記様式第2号）
- ③ 履修計画書（別記様式第3号）
- ④ 事実又は事情を証明する書類（様式自由）

### (3) 選考

学力試験終了後に面談し、提出書類等による審査により決定します。選考結果は合格通知とともに通知します。

### (4) 長期履修期間

長期履修を許可され在学することを認められる期間は、1年を単位とし、3年あるいは4年となります。

(5) 授業料の年額

1年間に支払う授業料は、以下により算出します。

$$\text{長期履修学生の授業料年額} = \frac{\text{通常の授業料年額} \times \text{標準修業年限}}{\text{長期履修許可年限}}$$

＜修士・博士前期課程の長期履修に係る授業料の計算例＞

区 分	1年目	2年目	3年目	4年目	合 計
通常の場合	535,800	535,800	—	—	1,071,600
3年の長期履修の場合	357,200	357,200	357,200	—	1,071,600
4年の長期履修の場合	267,900	267,900	267,900	267,900	1,071,600
3年から2年に短縮	357,200	714,400	—	—	1,071,600
4年から3年に短縮	267,900	267,900	535,800	—	1,071,600
4年から2年に短縮	267,900	803,700	—	—	1,071,600

(6) 長期履修期間の変更

長期履修期間の延長はできません。

長期履修期間は、1回に限り短縮することができます。ただし、（最終学年の年次の者を除き、）学年の始まる日の2箇月前までに、別途手続を行う必要があります。

(7) その他

長期履修の出願にあたっては、事前に指導予定教員とよく相談してください。

## 16 その他

(1) 本学の入学試験を受験した者は、入学試験に係る個人別成績情報を開示請求することができます。請求があれば、点数評価又は段階評価で成績を開示しますので、詳しくは、山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。

(2) 出願について不明な点は、山口県立大学教務学生部教務入試グループにお問い合わせください。

### お問い合わせ先

〒753-0021

山口県山口市桜島六丁目2番1号

山口県立大学教務学生部教務入試グループ

電話 083-929-6506（直通）

◆ 山口県立大学大学院入学試験状況（過去3年分）

▼国際文化学研究科国際文化学専攻（修士課程）

単位：人

	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
平成27年度	10	8	8	8
平成28年度	10	10	9	8
平成29年度	10	8	8	7

▼健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士前期課程）

単位：人

	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
平成27年度	10	8	8	8
平成28年度	10	11	11	8
平成29年度	10	10	10	9

▼健康福祉学研究科健康福祉学専攻（博士後期課程）

単位：人

	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数
平成27年度	3	3	3	2
平成28年度	3	4	4	3
平成29年度	3	4	3	3

# 17 国際文化学専攻(修士課程)の教育研究分野

平成29年7月現在

担当教員	教育研究分野	主な研究内容
教授 井 竿 富 雄	比較政治特論	○ 日本政治史におけるシベリア出兵問題 ○ 歴史意識と現代 ○ 近代日本における政治的訓練 ○ 近代日本と植民地
教授 稲 田 秀 雄	日本文化特講 I	○ 能・狂言の作劇法に関する研究 ○ 山口鷲流狂言の系統的研究
教授 林 炫 情	言語文化特講 III	○ 日本語と韓国語の社会言語学的研究 ○ 外国語教育と言語評価に関する研究
教授 岩 野 雅 子	多文化教育論	○ 多文化主義や多文化教育の理論と実践を中心に、国際教育、 異文化理解教育、グローバル教育、教育の国際的なスタンダード等
教授 ウィルソン・エイミー	国際文化特講 III	○ ハワイ在住日系アメリカ人高齢者の生きがい研究 ○ 子どもの健全な育成のための「発達資産」の日米比較
教授 川 口 喜 治	言語文化特講 I	○ 中国唐代の詩歌 ○ 唐代詩人の生態(伝記、交遊等)
教授 金 恵 媛	国際文化特講 II	○ 多文化共生と地域社会 ○ アクティブ・エイジング社会における世代関係
教授 齊 藤 理	文化遺産論	○ 文化遺産の保護・利活用、観光まちづくりに関する研究 ○ 地域文化の普及教育プログラム(コミュニティ・サービスラーニング)
教授 鈴 木 隆 泰	仏教文化特論	○ インド哲学/仏教学/宗教学 ○ 自己と他者(他人・世界)との関係性
教授 西 田 光 一	言語文化特講 II	○ 英語と日本語の事例を中心とした語用論 ○ 現代英語の語法と文法 ○ 対照言語学
教授 水 谷 由 美 子	文化創造特講 II 文化コーディネーター論	○ 服飾デザインとサービスデザインの研究 ○ 地域をフィールドとして文化イベント・展覧会等の企画及び運営に関する 実践的研究
教授 安 野 早 己	文化人類学特論	○ 西ネパール・カースト社会の紛争解決 ○ ネパールにおける連邦制とクォータ制
教授 山 口 光	文化創造特講 III	○ プロダクトデザイン ○ 地域産業デザイン
准教授 倉 田 研 治	文化創造特講 I	○ Webデザインの拡張、表現方法におけるGIS(地理情報システム)の考察 ○ メディアと写真表現の考察
准教授 進 藤 優 子	NGO・NPO特論	○ 開発途上国の経済 ○ 教育・人的資本蓄積による経済成長 ○ 財政政策のシミュレーション分析
准教授 張 玉 玲	国際文化特講 I	○ 華僑華人とエスニシティ ○ 現代中国の社会変動
准教授 西 脇 靖 洋	国際関係特論	○ 欧州統合 ○ 南欧諸国の政治と外交
准教授 菱 岡 憲 司	日本文化特講 III	○ 江戸時代の散文文学 ○ 19世紀日本における「個」の自己表出の変遷
准教授 渡 邊 滋	日本文化特講 II	○ 日本古代～中世前期における地方政治 ○ 日本漢文の形成過程 ○ 史料学(古文書・古典籍の研究)

(注)担当教員と連絡を取る際は、山口県立大学教務学生部教務入試グループ(083-929-6506)までご連絡ください。  
なお、平成30年度から教員が変更になる場合もありますので、教育研究分野を検討される際には、お問い合わせください。

# 18 健康福祉学研究科健康福祉学専攻(博士前期課程)の教育研究分野

平成29年7月現在

担当教員	教育研究分野	主な研究内容
教授 内田 耕一	病態栄養学特論	○ 肝硬変患者の栄養治療の研究 ○ 肥満症治療の研究
教授 浦山 晶美	看護科学特論	○ 子育て中の母親の自己効力感・自尊感情に関する研究 ○ Virtuesに関する研究
教授 加登田 恵子	社会福祉学特論	○ 社会変化と福祉問題発生構造の史的的研究 ○ 社会福祉実践及びソーシャルワークの社会的意義と効果についての史的的研究
教授 草平 武志	地域福祉学特論	○ 市町村・福祉地区における保健医療福祉サービスシステムの構築に関する研究 ○ フォーマルケアとインフォーマルケアの関連についての研究
教授 坂本 俊彦	老年社会学特論	○ 高齢者の社会参加と生きがいに関する研究 ○ 高齢者の生活支援活動に関する研究 ○ 協働のまちづくりの推進条件に関する研究
教授 田中 マキ子	臨床看護学特論	○ 創傷治癒に効果する新たな体位変換方法の検討 ○ 百寿者研究 -長寿要因に関する国際比較-
教授 長坂 祐二	地域栄養学特論	○ 食生活及び生活習慣の改善による生活習慣病の予防についての研究 ○ 食事とエネルギー代謝についての研究 ○ ストレスと呼吸法についての研究
教授 中村 仁志	精神保健福祉学特論	○ 精神障害者の社会参加に対する看護職の役割とシステムについての研究 ○ 児童・思春期にある子どもたちの心理的支援についての研究
教授 中村 文哉	社会学特論	○ 保健・医療・福祉の発生基盤をなす人間の生とそれを取り巻く社会的なものに関する理論的・実証的な考察
教授 乃木 章子	臨床栄養学特論	○ 食習慣改善による生活習慣病の予防および改善に関する研究
教授 人見 英里	健康栄養学特論	○ 種々の食品(健康茶、山口県産野菜・果実類等)の成分が生体機能に及ぼす影響に関する研究
教授 藤村 孝枝	地域看護学特論	○ 地域保健活動の計画策定及び評価に関する研究 ○ 住民の自己健康管理能力を高めるための専門職の支援方法に関する研究
教授 増成 直美	健康福祉学研究法特論	○ 骨粗しょう症の疫学に関する研究 ○ 研究診療情報の利活用
教授 藪本 知二	権利擁護特論	○ 子どもの権利に関する研究 ○ 成年後見制度に関する研究
教授 横山 正博	健康福祉学特論 地域ケア論講究	○ 地域包括ケアシステムにおける多職種協働 ○ 介護人材確保

担当教員	教育研究分野	主な研究内容
教授 吉村 耕一	健康福祉学特論	○ 循環器疾患の病態解明と新規治療法開発に関する研究
准教授 上白木 悦子	健康福祉倫理学特論	○ 患者の意思決定支援に関する研究 ○ 終末期医療の倫理問題等、医療福祉分野の倫理問題に関する研究
准教授 後藤 みゆき	生と死のケア特論	○ 終末期がん患者の在宅ケアに関する研究
准教授 佐々木 直美	臨床心理学特論	○ 回想法を用いた高齢者支援の研究 ○ 生殖医療における心理カウンセリングの研究
准教授 曾根 文夫	身体運動科学特論	○ 身体運動の生理心理学的効果に関する研究 ○ 体温調節機能と健康に関する研究
准教授 園田 純子	食生活科学特論	○ 起泡性を持つ茶の物性及び茶の嗜好性に関する研究 ○ 幼児や保護者、大学生の食育に関する研究 ○ 地域の伝承料理や食文化に関する研究
准教授 弘津 公子	健康福祉学特論応用演習	○ 栄養状態とADLおよびQOLの関係に関する研究 ○ 介護予防やスポーツ栄養に関する研究
准教授 宮崎 まさ江	臨床福祉学特論	○ 精神障がいのある人の地域生活支援 ○ ソーシャルワーカーの権利擁護実践 ○ 精神保健福祉士養成教育のあり方(演習・実習を中心に)

(注) 担当教員と連絡を取る際は、山口県立大学教務学生部教務入試グループ (083-929-6506)までご連絡ください。

なお、平成30年度から教員が変更になる場合もありますので、教育研究分野を検討される際には、お問い合わせください。

# 山口県立大学案内図

## 山口県立大学への交通

- ① 新幹線又は山陽本線『新山口駅』で山口線の「益田行」又は「宮野行」に乗り換え、『宮野駅』下車、北キャンパス徒歩10分、南キャンパス徒歩5分  
(『山口駅』下車の場合はタクシー約10分)
- ② 防長バス又はJRバスで『県立大前』下車

